

富田林市教育委員会規則第 号

富田林市就学相談推進委員会規則の一部を改正する規則

富田林市就学相談推進委員会規則(昭和54年富田林市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 学識経験者
- (5) 保護者(保護者であった者を含む。)の代表

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

富田林市就学相談推進委員会規則（昭和54年富田林市教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（組織） 第3条 （略） 2 （略） （1）～（3） （略） <u>（4） 市民（学識経験者）</u> <u>（5） 保護者代表</u> 3 （略）	（組織） 第3条 （略） 2 （略） （1）～（3） （略） <u>（4） 学識経験者</u> <u>（5） 保護者（保護者であった者を含む。）の代表</u> 3 （略）